

## 優秀若手研究者海外派遣事業（特別研究員）に関する Q&A

### 申請資格について

1.

質問 派遣期間は12か月を超える申請をすることも可能ですか

回答 出発の日から最長で18か月まで助成することが可能です。ただし、特別研究員の海外渡航の通算渡航期間の上限（採用期間のうち、SPDは2/3、PD、RPD、DCは1/2）を超えることはできません。

2.

質問 本事業で海外に派遣される期間は、特別研究員の海外渡航期間の上限に加えて渡航が認められますか

回答 本事業での派遣期間は、特別研究員の海外渡航期間の上限（採用期間のうち、SPDは2/3、PD、RPD、DCは1/2）の中に含まれます。既に上限まで渡航している方は申請できません。

3.

質問 再度応募することは可能ですか

回答 特別研究員DC採用終了後、再度特別研究員PDに申請して採用された場合には、DCの期間に既に派遣されていた場合であっても、PDの期間に再度申請が可能です。ただし、資格変更によりPDとなった場合は含まれません。

4.

質問 特別研究員を辞退した後も、派遣期間に残余があった場合、助成は継続されますか。

回答 派遣期間に残余があっても、特別研究員の身分を喪失した場合は、助成を継続することはできません。

5.

質問 申請時に既に海外渡航している場合、残りの期間について助成を受けることはできますか。

回答 申請の期間の滞在費と復路の航空賃についての助成を受けることが可能です。

6.

質問 特別研究員に採用内定している場合、採用後の渡航について申請はできますか。

回答 採用後の渡航については、採用内定段階での申請が可能です。

### 派遣期間について

7.

質問 派遣期間（日数）の変更は可能ですか

回答

(内定後・渡航後)

派遣開始日

派遣日数を変更せずに、派遣を開始する日を申請対象とする派遣開始期間の範囲内で変更することは可能です。申請対象とする派遣開始期間を過ぎても、派遣開始しない場合は、辞退したものととして取り扱います。

派遣日数の短縮

原則として1ヶ月以内の短縮を認めますが、派遣期間が90日未満になる場合には、特別研究員の身分を失うなどの理由がある場合等に限ります。また、それ以外の事由は、派遣期間が、90日を下回る場合は、本制度の趣旨から、航空賃、滞在費の全額の返還を求めますので十分ご注意ください。なお、本会は帰国日の変更に伴う、航空賃に関わる追加的な負担はしません。

派遣日数の延長

10日間程度の派遣の延長を認めることがあります。ただし、滞在費は支給しません。また、本会は帰国日の変更に伴う、航空賃に関わる追加的な負担はしません。なお、延長している間の滞在費を、本会以外から受ける場合は、復路の航空賃を支給しません（すでに往復航空賃分が支給されている場合は、その半額を返還していただきます。）。

10日間程度を超える延長を希望する場合は、その時点で本事業での支援を終了し、復路の航空賃は負担しません。

研究課題について

8.

質問 複数箇所で研究する研究計画は認められますか

回答 認められません。

派遣に関わる諸手続について

9.

質問 海外旅行保険はどうなりますか

回答 本会では関与しませんので、派遣者の責任で対応してください。

10.

質問 ビザに関する手続は誰がするのですか

回答 派遣者自ら行ってください。経費について本会は負担しません。なお、本会は、派遣に関する証明書を発行しますので、必要に応じて請求してください。

11.

質問 派遣先の宿泊先の手配はどうなりますか

回答 本会では対応しませんので、派遣者自ら手配等を行ってください。

12.

質問 宿舍手当は支給されるのですか

回答 滞在費に宿泊料が含まれていますので、宿舍手当の別途支給はありません。

13.

質問 家族も渡航します。家族手当は支給されますか

回答 支給されるのは、派遣者本人のみの費用です。

### 支給経費について

14.

質問 支給経費は給与ですか

回答 旅費に該当します。本事業では、往復航空賃、滞在費を支給します。

15.

質問 支給経費は、いつ支給されますか

回答 原則として、航空賃および最初の月の滞在費を、出発日前までに支給し、その後は毎月の滞在費を前月末までに支給します。但し、第一回募集については、募集から渡航開始までの期間が短いため、出発日前の支給ができない場合があります。

### 一時帰国に関して

16.

質問 一時帰国は認められますか

回答 原則認めないこととしていますが、例外的に、研究遂行上必要な場合、その他学位審査のため等やむを得ない事由と認められる場合において認めます。

一時帰国に関する旅費（航空賃）は支給しません。また、日本に滞在中の期間の滞在費は返還していただきます。

一時帰国で派遣期間を終了した場合は、復路航空賃の支給をしません。この場合、派遣開始日から帰国日までの日数が90日未満の時は、航空賃、滞在費の全額の返還を求めることがあります。

なお、派遣期間中または終了後、出入国の確認のためにパスポート等の提示もしくは該当箇所のコピーの提出を求めることがあります。

17.

質問 研究上必要な場合でも、家庭の事情等でやむを得ない場合でも、一時帰国した場合は、滞在費は返還するのですか

回答 本事業は、旅費として海外での滞在費を支援しているため、一時帰国の場合は、理由の如何を問わず、滞在費を返還することになります。

18.

質問 一時帰国が認められた場合、1回の一時帰国につき最長どれくらいまでの期間であれば許可されますか

回答 原則認めないこととしておりますが、本会が、やむを得ない事由として一時帰国を認めた場合であっても、下の表の範囲内とします。一時帰国の1回あたりの帰国日数（日本入国日、日本出国日を含む）を超えないようにしてください。また、派遣期間中に、複数回一時帰国を行なう場合は、その延べ日数が「総合計日数」を超えないようにしてください。  
一時帰国をする場合は、事前に本会の許可を得る必要がありますので、事前に連絡の上、手続きをしてください。

派遣期間	1回あたりの一時帰国可能日数	総合計日数
90日～6か月以下	7日	7日
6か月超～12か月以下	10日	14日
12か月超～18か月以下		21日

#### 申請書類等の書き方について

19.

質問 「派遣先における受入研究者との連絡状況」ですが、どのような内容が含まれる必要があるか、また、添付書類としてどのような形式の書類が必要であるか具体的に教えてください。

回答

<文書の内容>

◇受入研究者が優秀若手研究者海外派遣事業（特別研究員）での**派遣期間を包含する期間を明示した形**で、申請者を受け入れることを承認していること

◇受入研究者の**受入研究機関での所属**が確認できること

内容についての一例

Dear Dr. ○○○○

I am pleased to host you as a Visiting Researcher in my laboratory at Department of △△△, □□□□ University for the period from April 1, 2009 through March 31, 2010 .

Sincerely,

**Jim Brown**

**Professor, Department of △△△△**

**□□□□ University**

<文書の形式>

◇受入研究者自身がメールやレター等（**原則メールでのやり取り**を添付してください。）を作成し送付していることが確認できること。

※ 受入研究者以外の方（秘書やその受入機関の事務員等）のものや、メールのヘッダー等がなくどこから発信されているか不明な書類では要件を満たしませんので注意してください。

◇受入研究者とのメールのやり取りについては、切り貼り等をせず、必要該当箇所が含まれるメールを**そのままプリントアウトして**提出してください。複数枚に及ぶ場合は縮小コピーないし両面コピー等でA4版1枚程度に収めるようお願いします。

◇受入研究者からのメールの送信については、**原則受入研究機関から交付されているメールアドレスからのメール**としてください。

また、受入確認がレターになる場合、レターヘッドのあるレターに**受入研究者のサインが必要**です。

20.

質問 申請書作成要領Ⅲ(3)にある「海外での受入研究機関が大学以外の場合には、その機関に関する説明書・パンフレット等を添付し、営利を目的としていないことを分かるようにしてください。」とありますが具体的にはどのようなことですか。

回答 受入研究機関に関する説明書・パンフレットまたは、受入研究機関のホームページ上の「非営利である」または「公的機関等によって運営されている」等と記載がある箇所をプリントアウトし、蛍光ペン等でラインを引き提出してください。なお、日本語・英語以外の言語の場合は、該当箇所の和訳を作成の上添付してください。

21.

質問 平成21年度11月1日時点で既に海外に渡航している場合、どのように申請すれば良いですか

回答 派遣を希望する期間は、平成21年11月1日から記載して下さい。また、開始時点で既に海外に渡航していることがわかるように、主な過去の渡航歴の欄にそのことを記載して下さい。

#### その他に関して

22.

質問 優秀若手研究者海外派遣事業の英語名称は何ですか

回答 優秀若手研究者海外派遣事業の英語名称は、Excellent Young Researcher Overseas Visit Program になります。

その他の基金事業の英語名称は以下の通りです。

研究者海外派遣基金：Researcher Overseas Visit Fund

若手研究者海外派遣事業：International Research Experience for Students and Young Researchers

組織的な若手研究者等海外派遣プログラム：

Institutional Program for Young Researcher Overseas Visit